

貸金業者廃業等届出書に必要な書類

○ 廃業等後30日以内に届出が必要なもの

廃業等届出書 <必要部数：正本1部、副本1部（コピー可）>

添付書類 <必要部数：1部>

該 当 事 項	① 貸金業を 廃止	② 個人業者の 代表者死亡	③ 法人が合併 により消滅	④ 貸金業者 が破産	⑤ 法人が③④ 以外で解散	⑥ 金融サービスの 提供に関する 法律第12条の 登録
	(法第10条 第1項第5号)	(法第10条 第1項第1号)	(法第10条 第1項第2号)	(法第10条 第1項第3号)	(法第10条 第1項第4号)	(法第10条 第1項第6号)
届 出 者	代 表 者	相 続 人	元の代表者	破産管財人	清 算 人	登録又は変更登 録を受けた者
廃業等届出書 (様式第6号)	○	○	○	○	○	○
添 付 書 類	登録済通知書 *1	○	○	○	○	○
	届出者の戸籍謄本		○ *2			
	死亡者の除籍謄本		○ *2			
	協議書の写し		○ *3			
	登記簿謄本			○ *4		○ *7
	合併契約書の写し			○ *5		
	裁判所が破産管財 人を選任した証明 書の写し				○ *6	
金融サービス仲介 業における登録済 通知書の写し					○	

*1 「登録済通知書（登録時に知事印を押印した通知書）」を紛失した場合は、「登録済通知書紛失届」を添付する。

*2 外国人の場合は、①相続人の在留カード、特別永住者証明書（外国人登録証明書とみなされる期間は外国人登録証明書）、②死亡届又は診断書、③死亡者との続柄が分かる公的証明書（無ければ相続人の誓約書）を添付する。

*3 相続人が2人以上ある場合のみ必要（届出者による原本証明も必要（押印は不要））

なお、協議書とは、相続人のうち貸金業を継承する者を選定した場合に、その旨を証する書面をいう。

*4 消滅会社のもの

*5 消滅会社の代表取締役「個人」による原本証明が必要（押印は不要）

*6 破産管財人による原本証明が必要（押印は不要）

*7 清算人の記載のあるもの

【注意】

1 官公署が証明する書類は、申請の日前3か月以内に発行されたものを添付してください。

2 残貸付権額に貸金業法施行令第1条の2第6号に該当する債務者（グループ会社等）が含まれている場合、その債務者との関係性を確認するための書面を徴求することがあります。（例：有価証券報告書等の議決権がわかるもの）

- 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併記することができます。(旧氏及び名を証する書面の提出が必要です。)